

公共施設の休館・休場の継続、6月の市主催事業の延期・中止  
及び特別定額給付金等について

本日、開催したあきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、下記のとおり決定した。

記

1 次の施設は、5月31日（日）までの間、臨時休館又は臨時休場とする。

- (1) 児童館（夜間等の貸出しも行わない。）
- (2) 子育てひろば（こころの併設の一時預かり事業も原則実施しない。ただし、個別の事情による相談には応じることとする。）
- (3) 秋川溪谷瀬音の湯
- (4) 秋川溪谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」
- (5) 秋川流域ジオ情報室（秋川溪谷戸倉体験研修センター内）
- (6) あきる野ふるさと工房
- (7) 農業会館
- (8) 学習等供用施設
- (9) コミュニティ会館
- (10) 菅生交流会館
- (11) 総合グラウンド
- (12) 市民球場
- (13) 秋川グリーンスポーツ公園
- (14) 山田グラウンド
- (15) 市民運動広場
- (16) 油平クラブハウス
- (17) 草花公園クラブハウス
- (18) 小峰グラウンドソフトボール場
- (19) 戸倉グラウンド
- (20) 草花ゲートボール場

2 次の施設は、5月31日（日）までの間、臨時休館とし施設利用予約などの受付業務も行わない。

- (1) 秋川体育館
- (2) 五日市ファインプラザ
- (3) 市民プール
- (4) いきいきセンター
- (5) 中央公民館
- (6) 二宮考古館
- (7) 五日市郷土館
- (8) 秋川ふれあいセンター
- (9) 五日市地域交流センター

- (10) 五日市会館
- (11) 秋川キララホール
- (12) あきる野ルピア（3階、4階）
- (13) 図書館全館
- (14) 小宮ふるさと自然体験学校

3 次の施設は、5月31日（日）までの間、申請に基づく許可等を行わないこととする。

- (1) 市立公園（行為許可申請に基づく許可分）
- (2) 五日市ファインプラザ防災多目的広場（使用申請に基づく許可分）
- (3) 五日市ひろば（使用の承認）
- (4) 第3水辺公園運動広場（使用申請に基づく許可分）

4 本庁舎の土曜日の開庁は、5月31日（日）までの間、行わない。

5 本庁舎内の会計課及び派出窓口（りそな銀行）の業務時間は、5月31日（日）までの間、午前8時30分から午後3時00分までとする。

6 秋川流域病児・病後児保育室ぬくもりの利用について、5月31日（日）までの間、上気道炎様症状がある場合は受入れをしないこととする。

7 学校開放事業（学校体育館、校庭）は、6月30日（火）までの間、実施しない。

8 市が主催するイベント等については、6月30日（火）までの間、中止又は延期とする。

9 特別定額給付金事業について、事業概要、事業の流れ及び事業スケジュールを決定した。

10 子育て世帯への臨時特別給付金について、以下のとおり決定した。

(1) 支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（特例給付を除く）の受給者

(2) 対象児童

児童手当（特例給付を除く）の令和2年4月分（3月分を含む）の対象となる児童

令和2年4月から高校1年生になった年齢の児童も対象となる。

(3) 給付額

対象児童1人当たり1万円

(4) 給付の方法

①市から支給対象者に、案内チラシと受給を希望しない場合の申出書を送付

②申請は不要

③申出書の提出期限を経過後、児童手当登録口座に振り込み

(5) 給付の時期

令和2年6月下旬